

## 教育福祉常任委員会 所管事項調査 報告書

1 実施年月日 令和5年11月9日(木)～11月10日(金)

2 視察場所及び視察項目

- (1) 群馬県富岡市 「教職員の働き方改革について」
- (2) 茨城県古河市 「断らない相談支援のための重層的支援体制について」  
「ICT教育について」

3 出席者 委員長 大垣 真一  
副委員長 橋田 夏枝  
委員 中山 真由美 勝又 澄子 長嶋 一樹 八島 満雄  
同行職員 福祉総務課長 小形 宜仁  
教育指導課主任主事 零 大輔

4 視察の概要

◎群馬県富岡市 「教職員の働き方改革について」

(1) 市の概要

富岡市は、群馬県の南西部に位置し、周囲は高崎市、安中市、下仁田町、甘楽町と接しています。東京から約100Kmの距離にあり、上信越自動車道及び関越自動車道によって東京と約1時間で結ばれているとともに、前橋市及び高崎市からは、20～30Kmの距離にあります。東は関東平野に続く平坦地で、西には上毛三山の一つである標高1,104mの妙義山、南には標高1,370mの稲含山、北は小高い丘陵地帯であり、中央部を鐮川とその支流である高田川が流れ、その流域に耕地が開け、市街地・集落地を形成している四季の変化に富んだ自然が豊かで、風光明媚な地域です。

気候は、内陸地形でありながら、年平均気温は14℃前後、年間降水量は1,100mm前後であり、降雪もほとんどなく年200日以上は晴天という、年間を通じて温暖な気候に恵まれています。

面積は合計122.85平方キロメートルであり、これは群馬県の1.9%に相当します。一方、人口は46,171人、人口密度は1平方キロメートル当たり375.8人となっています。

(令和5年4月1日現在)

主要産業は、かつては農業経営が主体でありましたが、現今では田園工業地域としてのまちづくりが進められ、工業の形態については町工場的な存在から工業団地的な集約化が図られ、能率性・効率性が相まって製品出荷額が伸びており、工業が基幹産業として地域経済を支えています。

## (2) 視察の目的

長時間労働が問題視され、さまざまな職場で働き方改革が推進されています。しかし学校などの教育現場で働く教職員の労働環境はなかなか改善されておらず、子どもの教育にも影響を与える教職員の働き方改革は、社会的に急務となっています。教員の負担を軽減し、子どもとの関わりを深めることを目的とする教職員の働き方改革について、3つの視点と4つの手法を用いた富岡小学校の働き方改革を学びます。

## (3) 視察概要

「富岡小学校の働き方改革～3つの視点と4つの手法で～」

### 【働き方改革の目的】

#### ①子どもたちのため

時間の使い方は命の使い方である。大切な時間を教職員が子どもたちのために使えるようにする。そして、誇りをもって学習指導・生徒指導に当たり、子どもたちの学力向上・健全育成を図る。

#### ②教職員のため

教職員は子どもたちにとって最大の環境である。教職員が、心身共に健康で、いつもはつらつと笑顔で子どもたちの前に立てるようにする。また、自らの人間性を高め、子どもたちに良い環境を与えることができるようにする。

#### ③未来の教育のため

教職員は子どもたちにとって憧れの存在でなくてはならない。子どもたちの中から、将来、教育に携わる人材が育つことを期待する。また、これから社会に出る有能な若者たちが、教職を目指そうとする環境を整える。

### 【3つの視点と4つの手法】

3つの視点とは、「時間」「人」「環境」であり、4つの手法とは、「やめる」「減らす」「変える」「始める」である。これらに基づいた組み合わせにより、業務改善を図る。

(業務改善例)

- ・校時表の工夫 ⇒ 「時間」「変える」
- ・クリーンタイム ⇒ 「時間」「始める」
- ・教科担当制 ⇒ 「人」「変える」
- ・ローテーション給食 ⇒ 「人」「始める」
- ・スクールサポートスタッフ ⇒ 「人」「始める」
- ・机上の整理整頓 ⇒ 「環境」「変える」
- ・文書管理の徹底 ⇒ 「環境」「変える」

### 【職員の意識改革】

#### ①意識が変わった

働き方に対する意識が大きく変わった。今後も継続していくことが大切だ。

#### ②自分ごとに

他人事のように考えていた業務改善が自分事として捉えることができるようになり、働き方への意識が高まった。

### ③チームワークの大切さ

働き方改革を通して縦のつながりや横のつながり、チームワークの大切さを改めて実感した。

### ④みんなで

一人では行動に移せなかったり、改善しようとしていなかったりしたことも、学校全体で取り組んだことで頑張ることができた。

## 【働き方改革のポイント】

### ①大胆かつ慎重に

全ての業務を必要か不要かというゼロベースで大胆に考え直してみる。一方で、職員全体の雰囲気や大切にするとともに、保護者や地域住民の理解を得るために、丁寧に説明しながら慎重に進める。

### ②目的・目標・手段を明確に

働き方改革には、特効薬はなく、小さな取組を積み重ねていくしかない。そのためには、取組の目的・目標・手段を明確にし、職員全体で組織的に推進する。やるからには徹底する。例外を許さない覚悟も必要である。

### ③成果の実感を

職員一人一人がその成果を実感することで、自分事として捉えていけるようにする。また、職員からの提案を積極的に取り入れ、ボトムアップで推進していくことも重要である。

## 【その他】

基本的な教員としての持つておかなければならない「子どもたちのため」という意識や「より良い授業づくりへの意識」を職員のモチベーションにするとともに、職能成長（自己研鑽と人材育成）の視点を大切にしなければならない。人材育成については、ベテランも若手も育ていかなければならず、育てる手間と時間を削ることなく、教職離れへの対応も行う必要がある。今後は、勤務時間内に仕事をやりきる意識づくりと環境づくりを進めるとともに、休みの日や帰宅後の時間を完全に OFF にする効果について進めていく。

## (4) 主な質疑応答

Q) スクールロイヤー、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、支援教育コーディネーター、スクールサポートスタッフ等の配置及び相談体制について

A) スクールロイヤーの配置はしておらず、スクールカウンセラーは全校配置（専門家が年数回）、スクールソーシャルワーカーは5つの中学校区に巡回型 SSW を配置（県費により年数回）、特別支援教育コーディネーターは全校配置（学校職員が

兼務)、スクールサポートスタッフは全校配置(市費)、相談体制は、心の相談員を全校配置して学校に来て教室に行かれない生徒の支援も行っている。学校外に教育支援相談室を配置し児童、生徒、保護者が申し込みをして相談できる。

Q) 部活動における負担軽減における具体的な取組について

A) 部活動方針で平日1日、土日のどちらか1日を休むようにしてから部活動の時間はかなり減った。外部の指導員を一部配置し、県の配置で運動部に3名文化部に2名、市で部活動サポートを15名配置している。しかし、部活動を地域移行していきたいが引き受けてくれる人員確保が課題となっている。また、令和6年度より、陸上競技について、試験的に部活動の地域移行を検討している。

Q) 教職員の負担軽減のための学校徴収金の公会計化の進捗について

A) 給食費については平成25年度より全校口座振替、教材費については17校中8校で口座振替を進めており、現金を扱うことを減らしていくことにより先生の負担が軽減されている。しかし、小さい学校では口座振替のメリットが見出せず、統廃合後に進めていきたいと考えている。

Q) 教科の担当制について

A) 5,6年生は国語、算数、社会、理科、音楽、家庭科、英語を4年生は国語、算数、社会、理科において行っている。

Q) 外国籍の子どもの対応について

A) 中国籍の児童が多いため、日本語の支援の補助員を教育委員会から配置いただいている。

Q) 学校の閉校時間について

A) 富岡小学校では16時30分(子どもの登校前から業務を行なっている)で他の小学校では16時45分(子どもの登校時間から勤務開始となっている)となっている。

Q) 学校間の校長先生の情報共有について

A) 校長会が月に1回あり、情報交換をしている。また、隣のまちの校長による連絡協議会を行って情報交換を行っているが、校長が学校を頻りに外出することができず減っているのが現状。来年度は少し増やそうと検討している。

Q) スクールロイヤーの配置が無い理由について

A) 以前はスクールロイヤーの概念がなかったということもあるが、この7年間は裁判等になることはなく、学校からの必要だという声もなかったのが現状。県でも去年まで配置があったが、今年は配置がない状況。

Q) 部活動のサポート支援について

A) サポート支援は中学校6校で配置している。運動部がほとんどで、外部コーチになっている。1日の謝礼が2,000円だが、予算は8回分(年16,000円)が上限となっているため、ボランティアのようなもの。しばらくは、部活動サポーターを今

のまま続けていく予定。地域移行は行っていきたいが、サポート支援は土日に限られているため、平日の活動は先の話になる。

Q) 標準時数について

A) 富岡小学校ではまだ行っていないが、他の小学校では減らしている所もあると聞いている。教科担当制の絡みもあり、時数が減らせない。幅が無く、動かせない問題があるため、人を増やさないといけないと考えている。国からの特配を受けて1人が配置されているが、教員不足で特配も埋まらず、教員を増やさなければならないと考えている。

(5) 視察後の考察

○校長の「休養も練習のうち、疲れ切って教壇に立っても意味はない」という言葉が印象的だった。富岡小学校も平成28年度には最終退庁時刻が平均22時16分であり、22時23時に退庁というのが当たり前であった。そこから、3つの視点(時間、人、環境)と4つの手法(やめる、減らす、変える、始める)により教師の働き方改革を進めてきた。具体的な取組項目は多数あるが、一番大事なのは教職員の意識改革である。恒例行事だから、伝統行事だからということで、これまで前例踏襲で行ってきたことを抜本的に見直す勇氣も必要だ。むだな式典や行事はないのか、各家庭への家庭訪問は本当に必要なのか、ICTをもっと活用し効率のよい学校運営はできないか等々本市でも教育委員会を旗印にして改革を推進するべきではないかと考える。しかしながら、教職員の働き方改革を進めるうえで、子どもたちのため、未来の教育のために業務改善や意識改革を行う視点を忘れてはならない。また、先生方の帰宅時間が数値の上で早くなったことがイコール業務改善ではなく、自宅に仕事を持っていっただけで、夜間や週末自宅で仕事をしていたら何も改善されていないことになる。子どもたち、若者たちが教員になりたい、学校で働きたいと思えるような職場環境づくりを本腰入れて行わなければ、教育の未来はない。それは、日本の未来像の失望につながる。今なら遅くないはず、本気で教職員の働き方改革を本市でも思い切って進めるべきだと考える。

○コロナ禍を経て、3つの視点「時間」については、「廃止・縮小・ICT化」として、特に給食費を平成25年度より全校口座振替の公会計化とし教職員の負担軽減を推進。更に取り組むべき学校行事や業務、よりわかる授業づくりを推進して業務に専念する時間を優先的に確保し、より時間と心に余裕を持って、豊かな学びを目指している。「人」については、「人材育成」は育てる時間はかかるが、ベテランも若手もお互いに「自己研鑽」も含めて成長できるように取り組んでいくことが大切である。「環境」については、机上の整理整頓や文書管理及びICT化を推進していくこと等を推進している。「働き方改革」の目的は、単に時間外勤務を減らすことではない。子どもたちのため、教職員のため、そして未来の教育のために業務改善を行う。この当たり前のことが、難しいと思う。本市でも推進している内容もあるが、

ICTの活用等、いかに改善を図れるかが大切な要素となってくる。本市でも遅滞なく取り組みを進めていかなければならないと考える。

- 教職員の働き方改革は伊勢原でもすぐに出来ることから始めなくてはならない。  
まずは、伊勢原市の教職員の就労時間の把握、長時間労働の実態を通して、教職員の意識改革、仕事量の見直しなどを早急に行っていかなければならないと感じる。富岡市を参考にし、教員でなくても出来る仕事が無いか、他の方に振り分けることができないか等も含め、教職員が教育に力を注げるよう、富岡市の目標と同じようなことが伊勢原市も必要だと考える。
- 長時間勤務の改善については、業務の在り方や学校行事等について、前例や慣例にとらわれることなく、教育的意義やその効果を見極めながら「廃止・縮小・ICT化」を進め、解決を図っていくべきである。それらの取組の推進によって、働き方改革ができ、まず、子どもたちのためには、大切な時間を本来の考え方だと思うが、子供たちのために多く割くことができ、学習指導・生徒指導が充実され、子どもたちの学力向上、健全育成が図られることになる。また、教職員が心身ともに健康になることによって、いつもはつらつと笑顔で子どもたちの前に立てるようになる。さらに、自らの人間性を高め、子供たちに良い影響を与えることができるようになる。具体的には、教職員が担うべき本来業務に専念できる職場環境づくりをさらに進めていくべきだと考える。そのためには、①児童・生徒に対して、きめ細やかなサポートの充実を図るための「指導補助員・特別介助員の適正配置」、②大学生、教員OB等の地域の人材を活用した「学校支援ボランティア等の活用推進」、③学校運営、学校行事の作業を手伝う「スクール・サポート・スタッフの任用・派遣」、④学校のICT化を推進し、効果的、効率的で分かりやすい授業展開及び教材の共有化を図っていく等のための「学校ICT化の推進」、⑤教職員を雑務から解放する一つ的手段と考えられる給食費等の「学校徴収金の公会計化」などを、強力に展開していくべきである。
- 部活動については、中学校生徒がスポーツや文化等に親しむとともに、学習意欲の向上や責任感、連帯感を養うために重要な活動であるとは考えるが、如何せん教職員に過重な負担を強いている。そこで、①適正な活動時間を検討して「部活動休養日の設定」をする、②部活動の支援体制の充実を図るため「部活動指導協力者制度の運用」を図る、③部活動の指導について「部活動の地域移行」を進めるなどして、改善を図っていくべきであると考え。
- 校時表に着手して登校開始を7時30分から7時45分に変更、教職員のスタートに余裕を持たせたこと。校時表の吟味から日々行う教育活動で無駄や繰り返しのところを削減して、下校時間を16時30分から16時00分に変更、教職員の教材研究や事務作業の時間の確保に努めたこと。これは、教職員の一人一人の努力ではできない全体の課題を解決する時間の確保につながるものであり、働く教職員

として素直に働き方への改善を促す行動に結びつく日常のチェックとして有効的かと考える。

- どこの教職員室も机上にたくさんの書類、あるいは子どもたちの点検ノートなど雑に積んで、教職員同士が互いの顔すら見えない環境を、整理して書棚に整備し、明確なナンバーを振り、誰でもが資料を探し出せる環境づくりから始めたところが一人一人の改革への大きな行動力となっていると考える。
- 何でもない日々の改革を心掛け、一人一人が主人公的な行動から意識改革が芽生え、最終退庁時刻が平成 28 年に平均 21 時 57 分であったのが、平成 31 年度では 19 時 33 分と早まった教職員教育活動の意識の改善の証拠が伺える。それと同時に、時間外勤務も月平均で、平成 30 年では 62 時間 05 分であったのが令和元年には 52 時間 07 分となり、減少傾向がその後続いたことも明らかだ。教職員の意識が変わり、自分事としてとらえ、チームワークの大切さを深く実感したと述べ、学校全体で取り組んだことで頑張る意欲が湧いたとも研究を進める力として確実なものへと変化してきたものと感じる。
- その他、①スクールカウンセラー等を活用して、自立支援事業の充実を図り「不登校対策を強化」する、②長期休業期間において、一定期間の「学校閉庁日の設定」をする、③効率的な業務処理を行うため「学校閉校時間の設定」をするなど、様々な取組も必要と考える。



◎茨城県古河市 「断らない相談支援のための重層的支援体制について」  
「ICT 教育について」

(1) 市の概要

古河市は、平成 17 年 9 月 12 日に旧古河市・旧総和町・旧三和町が対等合併し誕生しました。

関東平野のド・マンナカ、首都 60km 圏にあって、茨城県の最西端に位置し、西側は埼玉県、北側は栃木県、東側は結城市と八千代町、南側は五霞町、境町及び坂東市に隣接する、東西に約 15km、南北に約 11km、面積 123.58 平方キロメートル、人口 140,726 人（令和 5 年 4 月 1 日現在）の都市です。

市の西側に渡良瀬川、南西側に利根川が流れ、地形は、ほぼ全域にわたって平坦で、田園・平地林などが広がり、水と緑豊かな自然環境を有しています。

市の西部に国道 4 号、中心部に新 4 号国道がそれぞれ縦断し、北部に国道 125 号、南部に国道 354 号がそれぞれ横断しています。また、西部に JR 宇都宮線が縦断しており、古河駅を擁しています。

古河市は先人の努力によって守り育まれてきた豊かな歴史・文化・自然の恵みを生かしながら、農業・工業・商業とバランスのとれた産業振興及び都市基盤の充実に努め、未来の“めざすまち”の姿である「華のある都市古河～はなが好き、ひとが好き、古河が大好き～」の実現を目指します。

(2) 視察の目的

「断らない相談支援のための重層的支援体制について」

地域住民が抱える課題が複雑化・複合化し、属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難となっており、従来の支援体制では課題があるのが現状です。このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を市町村が創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要である中、様々な困難に直面している人たちを取りこぼすことなく、きめ細やかな支援を目指す古河市の重層的支援体制整備事業の取組について学びます。

「ICT 教育について」

児童・生徒の主体的、対話的な学びを実現するために、ICT 機器を活用した授業改善を進め、学習活動を効果的に進めるための授業づくりの推進を図ることが必要である中、平成 26 年度より文科省 ICT 教育研究協力校を設け、いち早く ICT 教育の歩みを進めてきた古河市の ICT 教育について学びます。

(3) 視察概要

「断らない相談支援のための重層的支援体制について」

【重層的支援体制整備事業とは】

○社会福祉法第 106 条の 4 の概要

地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中、従来の支援体制では課題がある。



属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難なこと、属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きいことなどの課題もある。このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を市町村が創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要である。

○社会福祉法第 106 条の 4 の創設

市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、Ⅰ相談支援、Ⅱ参加支援、Ⅲ地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設する。新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく任意事業とし、事業実施の際には、Ⅰ～Ⅲの支援は必須となる。また、新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、交付金を交付する。

		第 106 条の 4 第 2 項の各号		既存の事業名等
1 号	包括的相談支援	イ	介護分野	地域包括支援センター事業
		ロ	障がい分野	障がい者相談支援事業
		ハ	子ども分野	利用者支援事業
		ニ	生活困窮分野	生活困窮者自立支援事業
2 号	参加支援事業			狭間のニーズへの社会参加支援や見守り
3 号	地域づくり	柱書	生活困窮分野	生活困窮者支援等のための地域づくり事業
		イ	介護分野	一般介護予防事業（厚労大臣が定めるもの）
		ロ	介護分野	生活支援体制整備事業
		ハ	障がい分野	地域活動支援センター事業
		ニ	子ども分野	地域子育て支援拠点事業
4 号	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業			アウトリーチの手法による対象者支援
5 号	多機関協働事業			多機関の協働による包括的支援構築事業
6 号	支援プラン			上記に合わせて行う

※全てを補わなくては、交付金の対象とはならない

○重層的支援体制整備事業とは、どこに相談して良いのかわかりにくく、生活上の様々な困りごとに関する相談を受け付け、様々な関係機関と情報共有し、課題解決に向けた支援チームで行う。（生活が苦しい、ひきこもり、8050 問題、ヤングケアラー、ダブルケアなど）

【古河市の取組状況】

○平成 30 年度

国⇒社会福祉法の改正（平成 29 年）「地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制」の強化・促進

古河市⇒福祉総務課に福祉推進室設置、新たな地域づくりに向けた政策の企画・  
検討

○令和元年度

国⇒「地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業（モデル事業）」

古河市⇒上記のモデル事業の内、「地域力強化推進事業」を実施、パンフレット、  
啓発動画を作成

○令和2年度

国⇒社会福祉法の改正（令和2年）「重層的支援体制整備事業」の法制化、令和  
3年から施行

古河市⇒「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」実施、第3期地域福祉  
計画（重層的实施計画）策定

○令和3年度

国⇒制度の三本柱は「包括的相談支援」「参加支援」「地域づくり」へ、「移行準  
備事業」が補助事業化

古河市⇒翌年度の「重層的支援体制整備事業」に向けた企画・協議、「電子@連  
絡帳」の導入

○令和4年度

古河市⇒「参加支援事業（R3～内閣府PFSモデル事業を兼ねる）」「生活困窮  
者支援等のための地域づくり事業」「アウトリーチ等を通じた継続的支  
援事業」「重層的支援会議」を実施

○令和5年度

古河市⇒「重層的支援会議」のオンラインと対面のハイブリット開催を試み、「生  
活困窮者支援等のための地域づくり事業」の中で「見守りを兼ねた配食」  
を実施、「ヤングケアラー支援体制強化事業」の実施

【令和4年度の実績】

種別	相談対応件数	実人数	プラン作成数	再プラン作成数
多機関協働	180	29	4	0
アウトリーチ	217	20	5	1
参加支援	742	32	5	0
計	1,139	61	14	1

「ICT教育について」

【古河市のICT教育の歩み】

○平成25～26年年度⇒文科省教育課程研究指定校（古河五小）

○平成27年度⇒総務省教育クラウド検証事業協力校（古河五小）

○平成26～28年度⇒文科省ICT教育研究協力校（古河五小・上大野小・大和田小）

- 平成 28 年度⇒時事通信社第 31 回教育奨励賞特別賞（古河五小）
- 平成 28 年度⇒文科省プログラミング教育検証校（大和田小）
- 平成 28～29 年度⇒パナソニック研究財団特別研究指定校、プレゼンテーションの育成（上大野小）
- 平成 28～29 年度⇒文科省「次世代の情報教育推進事業」指定校（三和東中）
- 令和元年度⇒G I G A スクール構想により、1 人 1 台端末環境整備
- 令和 2 年度⇒古河市 I C T 推進委員会設置
- 令和 3 年度⇒Google 社と自治体パートナーシップを締結
- 令和 4 年度⇒学習用端末の日常的な持ち帰り実施

**【モデル校を 3 校指定（大和田小学校、古河第五小学校、上大野小学校）】**

- ①プログラミング教育
- ②論理的思考力の育成
- ③プレゼンテーション能力の育成
- ④その他（AI ドリル e ライブラリの活用、表現活動×試行錯誤、発表、個別最適学習、テスト、遠隔通信）

※ノートから端末ペーパーレス化

※授業の効率化、既存学力の向上

※学習者中心の授業形態

※学力観の変化、思考表現、想像力

**【機器整備について】**

- Chromebook を導入した理由
  - ・2013 年（平成 25 年）中学校 PC 教室 41 台ずつ計 369 台の Windows ノート PC を整備
  - ・2015 年（平成 27 年）小学校向けにセルラーモデルの iPad 計 1,964 台を整備
    - ※課題としてバッテリーの劣化、起動に時間がかかる、キーボード損傷、維持管理に係る費用があげられた
  - ・起動時間がはやい、自動でアップデート、セキュリティ面で安心、価格が安い、研修支援が充実した Chromebook を導入
  - ・無償で利用できる、インストール不要、クラウド上に保存、マルチデバイス対応、授業で使いやすい GoogleWorkspace を使用

**【教員研修の体制について】**

- 古河市 ICT 支援推進委員会の仕組みとして、各学校に ICT 支援リーダーを配置し、研修会参加、校内研修実施、ICT 教育支援を行っている。
  - ・授業づくりワークショップ、授業スキルアップ研修、アドバンス研修
  - ・AI ドリル操作説明会
  - ・校内研修作成ワークショップ

- ・ Google による操作スキルアップ研修
- ・ 各校における取組を共有、次年度の計画
- ・ 文部科学省 CBT システムについて

#### 【校務システム】

- 欠席等連絡フォーム
- 部活動における活用
  - ・ 活動計画の共有
  - ・ 大会の実施要項
  - ・ 部員への連絡
- ペーパーレス、クラウド管理、共同編集

#### (4) 主な質疑応答

「断らない相談支援のための重層的支援体制について」

Q) 古河市の取組の特色や課題について

A) 福祉の仕事は年々増えて、スタッフや職員が多く、各課の規模も大きくなり、そこをまとめて行くのが手一杯で、他のことに協力できないと思ってしまう。また、委託が増えて専門職が減っている。生活保護のケースワーカーは福祉の専門職ではない。他の課も同じ。市役所内のソーシャル専門職が少なくなっている。合併し機能が多くなりセクショナリズムが強くなってきた。大きな市では、なかなか取り組めない状態だと思う。委託を変えて、打ち合わせの場には、財政や企画部署も入れて話し合い、今まで通りの予算立てで取りまとめているが、どこかの課が受け持つことになると引いてしまうことが課題だと思う。

Q) 地域づくり支援の取組における、地域差について

A) 1市2町の合併で中央の工業団地は若い人が多く、その他は農村地域と分かれている。社協が出向いて自治会の方と話し合い7~8年を迎えても全然進まない所やとても早く取り組みができる所もあり、1~2か所はできてきた。農村は家が離れていて集まれない。都市部でも繋がりが強い所もあり、農村だから都市部だからと言ったことではなく、エリア1か所ずつに地域づくりのパンフレットや動画を使い説明したことが有効だった。市の広報1面でも取り上げたことで影響があった。しかし、コロナの後、自治会の方が代わり再度、取り組みをしている所もあり継続していくことが難しいと思う。

Q) 担当の池澤課長は様々な資格があり、リーダーとして組織づくりができたのではないかと考えられるが、そのような方ではないと難しい取組ではないのか

A) 池澤がいたからやれたと言われてはいけないと思うが、早稲田大学の先生が全国の視察をして核になるケースワーカーがいる所や熱意がある人がいるかないかで取り組みが違ふとの意見があった。では、どのように人材育成していけば良いかは、私は政策立案・事業を立ち上げるための研修を受けさせてもらってきたので意

識が上がってきたと思う。ケースワーカーだけでは駄目だと思うので多くの研修に行くように働きかけている。また、近くに自治医科大学があり、毎年、福祉医療の政策立案・計画の研修があり、若手の専門職を行かせていることで人材が芽吹いている。

Q) ひきこもりの人が多くなっているが、支援のゴールや成果とは何か

A) ひきこもりは、特定の情報しかない。また、本人が相談に来ないので親へ定期的に連絡を取るため、なかなか進まない。国の推計によると古河市では1,300人が存在するとなるが相談実績と差が大きいので、まだ把握が足りないと思うが、家に訪問しないと分からないため、ケアマネや民生委員などからしか伝わって来ないのが現状だと思う。支援のゴールや成果とは何かについては、その人が将来、ひきこもってどうなるかを想定し生活保護になった場合の支援額を試算して、今の支援を行い生活保護にならない換算をした。また、ゴールは様々でひきこもりから脱して生活スタイルの目標を立てる。一人一人のゴールの先に就労があるかも知れないが、先ず目の前のゴールを立てる。支援は長い人も短い人もいる。

Q) 層的支援体制を構築するためのイニシアティブを取ってまとめて行くのが難しいと思うが、部内をまとめる手法や声掛けについて

A) 古河市はボトムアップで行い、各部署に呼び掛けて集め説明会を開き、今までとやることは同じで、これ以上の負担は掛からないと伝えた。古河市も兼務でやっている。実は、そんなに沢山の件数は来ない。各部署には、相談を取りまとめてあげるから楽になると話し、個々ではなく企画・財政なども入れて一堂に集めて話すことがポイント。ボトムアップで行うことが難しいと思うので各部署を巻き込んでやったことが良かった。首長がトップダウンでやる所もある。

Q) アウトリーチ支援について、民生委員、自治会、ケアマネにどのような形で支援の説明をしたのかについて

A) 民生委員などは今までも全ての相談をやっているので周知の仕方も今までと同じと伝え、あまり細かくは伝えなかった。

「ICT教育について」

Q) 各学校のICT支援リーダー研修を終えて校内でどのように展開しているのか、特に苦手な方へのアプローチや効果について

A) 苦手な方へのキーワードは、簡単にできる5~10分位の研修やマンツーマンの小さな研修を行い、やっていいことがあると話した。特別支援級の先生には他の先生からの児童生徒の評価についてICTを使い収集し、保護者面談に活用できたことが喜ばれた。効果については、数値ではなかなか表せないが先生の人数が不足しているためICTに力を入れてきた。また、「校長先生に端末を先ず使って」と伝えた。使えば疑問が生じた分、ICT支援員との交流が生まれる。端末を文房具のように使ってみる。何が分からないか、どこが苦手か分かるためにも、とにかく使

うこと。若手もベテランも仕事の時間短縮になった感想があった。また、ICT支援リーダーが力を発揮できるように環境づくりを校長先生に伝えた。ICT支援員を採用せず、ICT支援リーダーが担っている。

Q) 端末の持ち帰りを行い、故障は増えているか、セキュリティの問題や保護者に対して、ガイドラインや誓約書、情報モラルやデジタルシチズンシップはどうしているか

A) 情報モラルまでは着手していない。物は大切に使うなどシンプルに考えて伝えている。誓約書については、国にもある同意書を学校や自宅で使用する注意事項を使い保護者に理解してもらった。

Q) ICT教育について、子どもの思考力を高める効果について

A) 費用対効果の判断については、数値では測れるものと測れないものがあると思うが、教科内容に関して思考力を考えて行っている。

Q) 端末を家に持ち帰る授業づくりについて

A) 端末を持ち帰る家庭学習の学びについては、学校との連続になるように行った。先生は、グーグルサイトに授業で使った資料をまとめて見られるようにし、休んだ子どもに共有した。先生方もワークシートを共有し使用している。また、算数や数学は、どうしてこの答えになったのかについて思考していく。今までは得意な子が答えていたが、タブレットを活用すると得意ではない子の考えも先生が共有できる。発表の場でも、おとなしい子も自信が持てる要因がある。また、賛成・反対の集計も早くできる。

Q) 国語の漢字学習や筆算について

A) 小学校では、ICTだけでなく、漢字ドリルや算数ドリルを導入している。

Q) 電子図書は、タブレットに入れているのか

A) 購入していないが、検討している。

Q) コロナ禍の時に、私立学校ではオンライン授業を行っていたが、市立学校では行わなかった。古河市では、どうしていたのか

A) 令和3年度にオンライン授業を実施。自宅にWi-Fiがない子どもはプリントを届けた。Wi-Fiが整っている場合は、オンライン授業を実施。学びを止めないという考えで行っていた。

Q) 様々な理由で学校に来られない子どもへのオンライン授業について

A) 様々な理由で学校に来られない子どもへは、各学校で工夫して家で授業を見られるように配信したり、ポケットWi-Fiを貸出し、SIMは保護者が契約するなどとした。コロナだけではなくインフルエンザの場合でもオンライン授業の対応をしている。

## (5) 視察後の考察

「断らない相談支援のための重層的支援体制について」

- 相談者本人は、何が問題なのか、どうすればいいのか分からないケースが多く、置かれている状況を客観的に評価する人、できれば専門家が必要である。古河市が取り組んでいる重層的支援の実績数は決して多くはないものの、丁寧に奥深くチーム体制を作っていることは見習うべきだ。ゴールは人それぞれであり、ひきこもりのゴールも就労ありきではない。一步外へ出てみよう、誰かと関わってみようというところから始めればよい。また、ひきこもりが長期化するほど事態は深刻化してしまい、通常の生活に戻すことがますます難しくなる。よって、早期相談、早期支援が重要なポイントになるが、把握しているケースは氷山の一角に過ぎない。現在、重層的支援体制を実施している自治体が全国に 189 あるが、本市でも実施できるのではないか。少ない件数から徐々に積み上げていき、市職員の能力向上に努めていければと考える。
- 福祉の仕事は年々増えて、スタッフや職員が多く、各課の規模も大きくなり、そこをまとめて行くのが手一杯で、他のことに協力できないと思ってしまう。また、委託が増えて専門職が減っている。他の課も同じ状況である。市役所内のソーシャル専門職が少なくなっている状況を変えていくためには、人材育成が必要であり、特に政策立案・事業を立ち上げるための研修会に積極的に出席することで若手専門職が育成されていることは興味深い。その上で重層的支援体制についての取り組みを進めていくことが重要である。支援のリーダーとなる核づくりと協働できるように関係者には、「今まで通りの仕事」と負担をかけない配慮をしながら継続的に支援を持続可能なものにしていくためにも庁内の理解が必要と考える。本市においても、人材育成が急務であることを改めて認識すべきかと考える。
- 多岐にわたった問題を抱える中、縦割りではなく、協働して行うことは、困っている人達に対する課題解決に向けて必要なことだ。本市でもどうしたら出来るのか、具体的に検討・準備が必要な時期になってきていると強く感じる。
- 特に印象的だったのは、「重層的支援体制整備事業」に基づく、包括的相談支援体制の充実であった。高齢分野、介護分野、障がい分野、子ども分野、生活困窮分野を担当する市役所の各セクション及び地域包括支援センター等の関係機関の連携がよく取れていて、どこに相談して良いかわかりにくい、例えば、「ひきこもり」、「8050 問題」、「ヤングケアラー」、「ダブルケア」等について、様々な関係機関と情報共有し、課題解決に向けた支援チームで行われている体制は、見習う点だ。
- 古河市が「重層的支援体制整備事業」に、法律改正とともになぜすぐに対応できたのかと考えると、それは、まず、人口が 14 万人という行政の目が行き届きやすい市の規模であるということ、また、市長の理解と支援があったということ、最後にこれが一番の肝だと思うが、この事業に最初から携わってきた現任の池澤福祉推進課長の福祉に対する姿勢、造詣、熱意の賜物であろう。本市においては、高齢分野、障がい分野、子ども分野など、各部署に設置されている既存の相談窓口が現時点で

も効果的に機能しているように見えるが、「ひきこもり」、「8050問題」、「ヤングケアラー」、「ダブルケア」等が複雑に絡んだものについて、どこに相談したら良いのか分からないという意見があるのも事実である。本市においても、早急に重層的支援体制の整備を進めて、10万1千人市民の福祉向上に努めていかなければならないと考える。

- このテーマは、古くからの命題で新しき課題でもあります。本市でも縦割り行政の弊害は古くから問われ、横断的、横の「連携・連動」をことあるごとに叫ばれてきました。社会福祉法の改正をきっかけに、所属内の職員と検討を重ね、庁内に所属性を越えた支援体制の構築を訴える行脚をした。あくまでもトップダウンではない行政マンとしての課題解決力が追い立てたものとして、その苦勞と所属性による反発・抵抗があるのにめげずにやり続けた池澤課長の本心にゆるぎない尊敬を感じる。この池澤課長を中心に、庁内一つになって重層的支援体制整備事業がスタートし、属性・世代を問わない相談・地域づくりの実施体制が事業開始され、令和4年度実績が、他機関協働で180件、出向き相談で217件、参加支援で742件と積み上げ、プラン作成もやたらと多くなく14件、この事業の無駄がなく全体的に省力化できる体制づくりとして継続されている、このような人物の登場が重要なかもしれない。本市でも縦割り行政の悪弊は叫ばれています。この池澤課長の実践録そのものを真似したやり方で十分だから、勇気ある職員の連動・連携を手始めに行政サービスが末端にまで届く組織体制づくりに着手することが急務であると考えます。

#### 「ICT教育について」

- 古河市はICT支援員を採用されていなく、得意な教職員が教え、または双方で教え合う方法をとっている。ICT支援員は、民間からの派遣であり、ICTにおいては長けているものの教育全体のことはわからないのが現状だ。要は、先生方が普通の授業でどう活用するのか、子どもたちに何をさせたいのか明確にわかっているのは、教育者である先生方だ。ICT教育から波及して、教員の働き方改革にもつなげることができることも含め、膨大な事務作業もタブレットをフル活用することで、業務改善につなげていかなければならないと考える。
- 学校の中には、ICTが苦手な教職員やICT教育に対して理解が深まっていない教職員も一定数いると考えるが、教育部指導課の皆様が、各学校の校長先生等に「端末を先ず使って」と積極的に呼び掛けたことで、様々な課題が出て解決しながら、全国をリードする取り組みができたのではないかと考える。本市においても、積極的にタブレット端末を持ち帰る家庭学習やオンライン授業を実施して、更なるタブレットの活用を通して、子ども、教職員、保護者が導入して良かったとの取り組みにしていかなければならないと考える。
- ICT教育については、各市町村が国の動向に合わせて環境整備を進めている事業であり、その基本的な考え方は、「令和の日本型学校教育」を構築し、全ての子ど



もたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びを実現するためには、ICTは必要不可欠ということである。そして、そこでは、これまでの実践とICTとを最適に組み合わせることで、様々な課題を解決し、教育の質の向上に繋げていくことが必要であり、さらに、ICTを活用すること自体が目的化しないように留意し、PDCAサイクルを意識し、効果の検証・分析を適切に行うことが重要であるとともに、健康面を含め、ICTが児童生徒に与える影響にも留意が必要だと考える。また、ICTの活用に向けた教師の資質・能力の向上のために、養成・研修のための環境整備が必要であるということも、言及しておく。

- 古河市においては、1人1台端末には、①無償で利用できる、②インストール不要、③クラウド上に保存、④マルチデバイス対応、⑤授業で使いやすい等の理由により、Google Workspaceを導入しているとのことであった。今後においても、多方面からの情報収集に努めながら、本市の学校教育におけるICT教育の充実を図り、将来のソサエティ5.0社会に対応できる人材を育成していかなければならないと実感した。

